

**(川上議員)**

国は、令和5年5月に改正された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、令和8年度末までに「各市町村、又は複数市町村での共同設置により地域生活支援拠点を整備することや、「年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することなどを定めており、その整備については、障害者総合支援法において、市町村の努力義務となっています。県が昨年3月に策定した、第6期障がい福祉計画においても、国の指針を踏まえ、市町村における地域生活支援拠点の整備について、同様の目標を掲げています。

そこでまず、地域生活支援拠点とは、こういったものかご説明をお願いします。

【障がい福祉課長】

地域生活支援拠点とは、障がいのある方の高齢化や障がいの重度化、また、親亡き後を見据え、障がいのある方が地域において日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス事業所や医療機関等の関係機関が連携して支援していく地域の体制のことです。

拠点は、複数の機関が分担して4つの機能を担うこととなっております。

具体的には、

- ・障がいのある方の介護者の急病や、障がいのある方の状態変化により、自宅

での介護ができなくなった場合などの「緊急時」において支援が見込めない世帯を把握し、「緊急時」の対応の調整を行う「相談」機能

- ・「緊急時」に短期入所事業所等で一時的に受け入れ、必要な支援を行う「緊急時の受け入れ・対応」機能
- ・入所施設からの地域移行や親元からの自立のため、グループホーム等の地域生活を体験していただく「体験の機会・場」機能
- ・医療的ケアが必要な方や強度行動障がいのある方など、専門的な支援を必要とする方にも対応できる体制の確保や人材の養成等を行う「専門的人材の確保・養成等」機能

となっております。

(川上議員)

地域生活支援拠点には、4つの担うべき機能があるということですが、先日、医療的ケア児を持つ保護者から地域生活支援拠点について相談がありました。緊急時に受け入れをしてもらえるところを探し、地域生活支援拠点に連絡したが受け入れをしてもらうことができなかったとのこと。他の保護者からも、地域生活支援拠点の本来果たすべき緊急対応や専門性のある支援が十分に機能していないのではないかと声を伺いました。

そこで、県内市町村における地域生活支援拠点の設置状況はどうなっているのでしょうか。また、そのうち「緊急時の受け入れ」の機能を担っている事業所は何か所あるのでしょうか。

【障がい福祉課長】

現在、単独で拠点を整備している市町村が14、近隣の自治体と共同で整備している市町村が34となっており、8割となる48の市町村で取り組まれており

ます。

その全ての市町村で「緊急時の受入れ・対応」機能を備えており、受入れが可能な事業所の数は、125 事業所となっております。

(川上議員)

8割の市町村で拠点の整備が進み、県内に受入可能な事業所は125か所あるとのことですが、今回のケースのように、実際には受入れがすぐにできない場合もあるようです。特に日常的に短期入所で預かっていない重症心身障がい児者や医療的ケア児者を、緊急時に突然預かるという事態は双方にとって非常にハイリスクとなるため、受入れを躊躇する事業所も出てくると考えられます。このような事例を減らすためにも重症心身障がい児者や医療的ケア児者を受け入れることができる支援拠点を増やしていくことも必要だと考えます。

市町村において、このような拠点の整備が進むよう、県も支援を行っていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

【障がい福祉課長】

地域生活支援拠点の整備では、医療的ケアが必要な方や重度化した障がいのある方を、介護する方の事情により、急きょ施設で預かってもらう必要が生じた場合、市町村は、拠点を担う事業所や医療機関等が連携しながら、受入れを行う体制を整備することが求められています。

また、令和6年度の障がい福祉サービス等の報酬の見直しでは、地域生活支援拠点の機能の充実を図るため、事業所が緊急時の受入れを行った場合や医療的ケアが必要な方などを受け入れた場合の報酬加算が拡充されるなど、拠点機能を担う事業所を支援する仕組みも整えられているところです。

県では、市町村の希望に応じて、障がい者の相談支援の経験を有するアドバ

イザーが、拠点の運営や関係機関との連携について助言を行っています。

また、緊急時の受入れが進むよう、市町村や拠点の機能を担っている事業所が参加する会議において、緊急時の連携方法に係る課題を共有し、その対応について具体的事例で検討を行っています。

引き続き、この会議において、他県も含めた医療的ケアが必要な方の受入体制整備の好事例や、受け入れた事業所の報酬加算制度について情報を共有するなど、医療的ケアが必要な方の緊急時の受入体制整備が進むよう、取り組んでまいります。

(川上議員)

国の指針の中では、市町村においては「年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する」ことも定められています。拠点の機能の充実のため、この検証及び検討をすべての市町村が実施していくよう、県としても働きかけていく必要があると考えますが、いかかがでしょうか。

【障がい福祉課長】

県では、昨年3月に、令和6年度から8年度までを計画期間とする障がい福祉計画を策定した際、市町村に対し、国の指針を踏まえた拠点の整備や検証等の実施について働きかけたところです。

引き続き、市町村担当者会議などの機会をとらえ、定期的な検証等の実施について働きかけてまいります。

(川上議員)

地域生活支援拠点は、当事者や家族の不安に寄り添い、しっかりと機能しなければならないと考えます。地域生活支援拠点の整備について、県として今後どう取り組んでいくのか、部長のご決意をお聞かせ下さい。

【福祉労働部長】

障がいのある方が、地域において、安心して自立した日常生活を営むためには、全ての市町村において、地域生活支援拠点が整備され、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制が充実していくことが重要であると認識しております。

このため、拠点が未整備の市町村に対しましては、引き続き、会議やアドバイザー派遣の実施により、整備が進むよう支援を行ってまいります。

また、拠点の整備が進んでいる市町村に対しましても、地域の実情やニーズを適切に把握し、拠点としての機能を担う事業所の拡充が図られるよう、働きかけを行ってまいります。